

第1号議案

壁面広告物の規制の見直しについて

栃木県知事から意見を求められたこのことについて、次のとおり提出します。

平成29年2月6日

栃木県景観審議会会長 三橋 伸夫

栃木県屋外広告物条例第30条の2第3号の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を聴く事項

壁面広告物の規制の見直しについて

壁面広告物の表示できる壁面の制限を撤廃すること。

2 理由

- (1) 全庁的な独自規制見直し作業の中で実施した関係団体等へのヒアリングにおいて、表示できる壁面の制限の撤廃を求める意見が出されたこと。
- (2) 他県等の規制状況を鑑みれば、当該制限を撤廃した場合でも、他の制限措置を現行どおり維持することで、「良好な景観の形成」及び「風致の維持」が十分図られるものと思料されること。

平成29年2月6日

栃木県知事 福田 富一